

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		多治見市霊園えい地の使用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 43 年規則第 17 号)第 3 条、第 5 条		
	基 準	えい地を使用しようとする者は、本市に住所を有するもの（市長が必要があると認めた者を除く）とする。（条例第 6 条） えい地の使用位置を決定する場合において、同 1 号地について申請人が 2 人以上あるときは、抽選により当該地の使用者を定めるものとする。（施行規則第 5 条）		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				